平成２４年（フ）第１５４号
愛知県豊橋市佐藤３丁目12番地８　201、破産手続申立時の住所愛知県豊橋市三ノ輪町５丁目14番地の２
債務者　井本智恵子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市早岐２丁目38番15号　スイスコテージ207号、旧住所長崎県西海市西彼町平山郷1293番地
債務者　木村久美子（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
静岡県磐田市豊岡5064番地５　Ｃｏｓｍｏα－101、前住所静岡県磐田市豊岡6874番地１　アルベール302号
債務者　小野　久富
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
静岡県磐田市川袋1046番地１
債務者　鈴木とみ子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９６５号
京都府久世郡久御山町佐山栗ノ脇13番地
債務者　木村　栄治（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午前10時20分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第９２１号
千葉県習志野市実籾１丁目４番１号
破産者　株式会社エイコウ電設
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２３号
千葉県習志野市実籾本郷２番19号
破産者　鳥越　英幸
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４３号
埼玉県本庄市寿１丁目25番13号
破産者　松原工業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県山武市蓮沼ロ2285番地
破産者　堀江建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４号
福井市下中町１字22番３
破産者　株式会社サワックスホーム
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
福井市大和田町１字１番地
破産者　松屋水産株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
福井市和田東２丁目1615番地
破産者　有限会社キャロル
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
福井県鯖江市幸町１丁目５―22
破産者　株式会社Ｐｏｓ
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３８号
名古屋市中区金山１丁目２番５号
破産者　株式会社ヒカリ急送
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２号
北海道旭川市永山５条７丁目３番12号
破産者　エムアンドエッチテクノ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
北海道旭川市大町一条２丁目９番地85
破産者　奥津電気工業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６７号
横浜市中区新山下１丁目７番15号ハピーハイツ山下公園103号室
破産者　有限会社ジェイ・トラスト
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２号
静岡県浜松市南区凧野町194番地の１
破産者　有限会社工芸の里圭
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係